



長野県報

10月17日(木)
令和元年
(2019年)
第48号

目 次

条 例

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	3
長野県県税条例及び長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（税務課、交通規制課）	9
長野県社会福祉総合センター条例を廃止する条例（地域福祉課）	10
金属くず商及び金属くず行商に関する条例等の一部を改正する条例（障がい者支援課、食品・生活衛生課、自然保護課、資源循環推進課、山岳高原観光課、生活安全企画課）	10
長野県西駒郷条例の一部を改正する条例（障がい者支援課）	11
長野県建築基準条例の一部を改正する条例（建築住宅課）	11
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（東北信運転免許課）	11

規 則

長野県西駒郷管理規則の一部を改正する規則（障がい者支援課）	12
長野県登山安全条例施行規則の一部を改正する規則（山岳高原観光課）	12
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	12

告 示

令和元年8月13日専決処分した令和元年度補正予算の要領（財政課）	15
令和元年9月14日専決処分した令和元年度補正予算の要領（財政課）	15
令和元年9月19日成立した令和元年度補正予算の要領（財政課）	15
令和元年10月7日成立した令和元年度補正予算の要領（財政課）	16
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（障がい者支援課）	17
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定（障がい者支援課）	17
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の事業廃止の届出（障がい者支援課）	18
解除予定保安林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	19
公共測量の実施（建設政策課）	19
長野県収入証紙壳りさばき人の指定の取消し（会計課）	19
職員の任用に関する細則の一部改正（人事委員会事務局）	20

公 告

都市計画の変更案作成のための公聴会の開催（都市・まちづくり課）	20
土地区画整理組合の事業計画変更の認可（都市・まちづくり課）	21
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し（建築住宅課）	22
土地改良区役員の就任の届出（2件）（農地整備課）	22
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（道路管理課）	22
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	24
正誤（情報政策課）	25

本号で公布された条例のあらまし

◇ 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 地方公務員法等の一部改正に伴い、新設される会計年度任用職員に給料・手当の支給等ができるようにするとともに、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事する新たな任期付職員の採用の要件等について定めたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和2年4月1日（一部の規定は、令和元年12月14日）から施行します。

◇ 長野県県税条例及び長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 県民の負担の軽減等を図るために、自動車保有関係手続のワンストップサービスを導入することに伴い、当該サービスを利用した場合の自動車税の徴収方法の特例を定めるとともに、自動車の保管場所の確保を証する書面に相当する通知の事務に係る手数料2,100円を新設しました。
- 2 この条例は、令和2年1月1日から施行します。

◇ 長野県社会福祉総合センター条例を廃止する条例（条例第10号）

- 1 長野県社会福祉総合センターは、耐震性能が基準を満たさず、また、老朽化が著しく多額の改修費用が必要となることから、令和2年3月31日をもって廃止することとしました。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。

◇ 金属くず商及び金属くず行商に関する条例等の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、次に掲げる条例について、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行ったほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 金属くず商及び金属くず行商に関する条例
 - (2) 長野県立自然公園条例
 - (3) 長野県心身障害者扶養共済制度条例
 - (4) 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例
 - (5) 動物の愛護及び管理に関する条例
 - (6) 信州登山案内人条例
- 2 この条例は、令和元年12月14日（1の(6)は、公布の日）から施行します。

◇ 長野県西駒郷条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 地域で一人暮らしを目指す障がい者を支援するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、新たに創設された自立生活援助業務を指定管理者の業務の範囲に追加したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、同令を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 道路交通法及び道路交通法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正しました。
 - (1) 運転経歴証明書の交付手数料の納付対象者に運転免許が失効した者を追加しました。
 - (2) やむを得ず運転免許証の更新を受けることができなかった理由に公安委員会側の事情が追加されたことに伴い、当該事情による失効者に係る運転免許試験等の手数料の額について、本人側の事情による失効者に係る手数料の額から減額しました。
 - (3) 運転免許証再交付の要件が緩和されたことに伴い、再交付手数料の額を改定しました。
- 2 この条例は、道路交通法の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行します。



一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第8号

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び法」を「、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）及び法」に、「非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く）を「法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（第46条において「パートタイム会計年度任用職員」という）に、「報酬」を「報酬及び期末手当」に改める。

第8条の3を第8条の4とし、第8条の2の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の給料月額）

第8条の3 フルタイム会計年度任用職員の給料月額は、第6条から前条までの規定にかかわらず、常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、予算の範囲内で任命権者が定める。

第33条中「職員に」を「職員（フルタイム会計年度任用職員にあっては、その任期が6月以上である者に限る。）に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第34条第3項中「、若しくは失職し」を削り、同条に次の1項を加える。

6 第1項、第3項及び前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、予算の範囲内で任命権者が定める。

第34条の2中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第35条中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第36条第1項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同条第3項中「同項」を「同条第4項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第41条第2項中「こえ」を「超え」に改め、同条第4項中「が当該」を「がこれらの」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「に当該」を「にそれぞれ前2項又は第43条の」に改める。

第45条の2第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第12条、第12条の2、第3章、第17条の4、第3章の3、第3章の4、第4章の2、第31条の2、第7章の2、第8章及び第43条の3第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

第46条を次のように改める。

（パートタイム会計年度任用職員の給与）

第46条 パートタイム会計年度任用職員の報酬及び期末手当の額は、常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、予算の範囲内で任命権者が定める。

2 第33条に規定する基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員のうち、その任期が6月以上であり、かつ、勤務時間条例第14条第1項の規定により定められた勤務時間が1週間当たり15時間30分以上であるものに対して、それぞれ6月30日及び12月10日に期末手当を支給する。

3 前2項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び期末手当の支給に関し必要な事項は、常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、任命権者が定める。

（職員の懲戒に関する条例の一部改正）

第2条 職員の懲戒に関する条例（昭和27年長野県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「月額」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額）」を加える。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第3条 職員の分限に関する条例（昭和27年長野県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定により任命権者が定める任期の」とする。

（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第3項中「地方公務員法」を「法」に、「同法」を「法」に、「以下」を「第6項において」に改め、「、同項の規定にかかわら

ず」を削り、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条第4項中「以下」を「第6項において」に、「いう。」を「いう。」及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条の規定により採用された職員（同項において「特定業務等従事任期付短時間勤務職員」という。）に改め、「、同項の規定にかかわらず」を削り、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条第6項ただし書中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務職員（次項において「再任用短時間勤務職員等」という。）」に改め、同条第7項ただし書中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第14条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の勤務時間は、第2条の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分未満の範囲内において、任命権者の任意に定めるところによる。

第14条第2項中「非常勤職員」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（長野県職員退職手当条例の一部改正）

第5条 長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条中「以下「職員」という」を「次項において同じ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（第7条の2第2号及び第10条第2項において「フルタイム会計年度任用職員」という。）のうち、当該職員について定められている勤務時間により勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、常勤職員（以下「職員」という。）とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続し、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。）により退職した者又は死亡した者に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病により退職した者又は公務上死亡した者に係る部分及び25年以上勤続し、通勤による傷病により退職した者又は死亡した者に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

第3条第2項中「（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。）」を削る。

第4条第2項中「（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）」を削る。

第7条の次に次の見出し及び2条を加える。

（勤続期間の計算の特例）

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外のフルタイム会計年度任用職員のうち、同項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の3 第7条第5項に規定する国等の職員としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する国等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、国等の職員であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第8条第1項及び第2項中「前条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第3項中「前条」を「第7条」に改め、同条第5項中「前条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第8条の2第3項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第2条第2項の規定により職員とみなされる者

第10条第2項中「者又は」を「者、」に、「者（）」を「者又はフルタイム会計年度任用職員のうち当該職員について定められている勤務時間により勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるものであつた者（）に、「すべて」を「全て」に改める。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職」を削る。

附則第34項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

（長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第1項中「もの」を「もので法第22条の2第1項第2号に掲げる職員以外のもの」に改め、同条第3項中「とは、」を「とは、常勤の学校職員及び法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務学校職員」という。）については、」に、「いう」を「いい、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である学校職員（第31条の2において「パートタイム会計年度任用学校職員」という。）

については、報酬及び期末手当をいう」に改める。

第11条の3第1項中「地方公務員法」を「法」に改め、同条第2項中「再任用学校職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「」及び「」という。）」を削る。

第28条第1項中「地方公務員法」を「法」に改め、同条第2項中「地方公務員法」を「法」に改め、同項第2号中「こえ」を「超え」に改め、同条第3項中「地方公務員法」を「法」に改め、同条第4項中「、当該」を「これらの」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「に当該」を「にそれぞれ前2項又は第30条の」に改め、同条第5項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第29条、第30条及び第31条第2項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第31条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用学校職員の給与）

第31条の2 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬については、常勤の学校職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、予算の範囲内で任命権者が定める。

（長野県警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び法」を「、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である警察職員（第8条の3及び第28条の3第1項において「フルタイム会計年度任用警察職員」という。）及び法」に、「以下」を「第8条の4第2項において」に、「非常勤の警察職員（再任用短時間勤務の警察職員を除く）を「法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である警察職員（第29条において「パートタイム会計年度任用警察職員」という）に、「報酬」を「報酬及び期末手当」に改める。

第8条の3を第8条の4とし、第8条の2の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用警察職員の給料月額）

第8条の3 フルタイム会計年度任用警察職員の給料月額は、第6条から前条までの規定にかかわらず、常勤の警察職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、予算の範囲内で任命権者が定める。

第18条の2を削る。

第26条第2項中「こえ」を「超え」に改め、同条第4項中「が、当該」を「がこれらの」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「に、当該」を「にそれぞれ前2項又は第28条の」に改め、同条第5項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第28条の2の次に次の1条を加える。

（特定の警察職員についての適用除外）

第28条の3 第12条、第13条及び第15条から第18条までの規定は、フルタイム会計年度任用警察職員には適用しない。

2 第15条から第18条までの規定は、再任用の警察職員には適用しない。

第29条を次のように改める。

（パートタイム会計年度任用警察職員の給与）

第29条 パートタイム会計年度任用警察職員の報酬については、常勤の警察職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、予算の範囲内で任命権者が定める。

（一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正）

第8条 一般職の職員の旅費に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

一般職の職員の旅費等に関する条例

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に、「に關し」を「並びに同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対し支給する通勤に係る費用弁償に關し」に改める。

第3条の見出し中「旅費」を「旅費等」に改め、同条に次の2項を加える。

6 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対しては、通勤に係る費用弁償を支給する。

7 前項に規定する費用弁償の額、その支給方法等に關し必要な事項は、常勤職員の通勤手当との権衡を考慮して、任命権者が定める。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「含む」の次に「。次項において同じ」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である労務職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

第2条に次の1項を加える。

3 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である労務職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

第3条中「（以下「一般職員」という。）」を削る。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第10条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「以下」を「第22条を除き、以下」に改め、同条第3項中「準ずる手当を含む」の次に「。第22条第2項において同じ」を、「第17条」の次に「及び同項」を加える。

第22条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第22条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である企業職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である企業職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、災害派遣手当及び退職手当とする。

3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である企業職員の給与は、常勤の企業職員の給与との均衡、その職務の特殊性等を考慮して、予算の範囲内において支給するものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第11条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第7条中「一般職の職員の旅費に関する条例」を「一般職の職員の旅費等に関する条例」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第12条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「非常勤職員の休暇」を「休暇」に改め、「ものをいう。」の次に「又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員」を加える。

第13条第1項の表の第8条の3第1項の項中 「第8条の3第1項」 を 「第8条の4第1項」 に改め、同表の第32条の項中

「 第32条 」 を 「 第32条ただし書 」 に改め、同条第3項の表の第8条の3第1項の項中 「 第8条の3第1項 」 を

「 第8条の4第1項 」 に改める。

第14条中「第4条第2項」を「第7条第2項」に改める。

第18条第1項の表中「第3条、」を「第3条及び」に改め、「及び第46条」を削り、「 第32条 」 を

「 第32条ただし書
第45条の2第4項 」 に改め、同条第2項の表の第27条の5第2項の項を削り、同表の第27条の5第2項、第27条の6第1項及び第2項並びに第27条の7第1項の項を次のように改める。

第27条の5第2項、 第27条の6第1項及び第2項並びに第27条の7第1項	再任用短時間勤務学校職員 勤務時間条例第2条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数	任期付短時間勤務学校職員 算出率
--	---	-------------------------

第18条第2項の表の第27条の6第1項及び第2項並びに第27条の7第1項の項を削り、同条第3項の表の第3条第2項の項を次のように改める。

第3条第2項	法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された警察職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員である警察職員
	再任用短時間勤務	任期付短時間勤務

第18条第3項の表の第3条第2項及び第29条の項を削り、同表の第18条の2の項中 「 第18条の2 」 を

「 第28条の3第2項 」 に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第13条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年長野県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第14条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第7条第1項」を「、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項」に改める。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(任期を定めた採用)」を付する。

第6条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(特定業務等従事任期付短時間勤務職員に対する給与に関する条例の特例)

第9条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下この条において「特定業務等従事任期付短時間勤務職員」という。）に対する一般職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条	法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの	任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
第3条及び第19条第1項第2号	再任用短時間勤務職員	特定業務等従事任期付短時間勤務職員
第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により読み替えられた同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第7条第2項	一の職務	職員が、一の職務
	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第8条第1項	職員	職員（特定業務等従事任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）
第28条第1項	支給する	支給する。ただし、特定業務等従事任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたものの中、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第28条第4項	第2項	任期付職員条例第9条第1項
第28条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が任期付職員条例第9条第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第32条ただし書	同条第6項	任期付職員条例第9条第1項
第45条の2第4項	第3章の4	第3章の4、第4章の2
	再任用職員	特定業務等従事任期付短時間勤務職員

2 特定業務等従事任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により読み替えられた同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第8条第2項	一の職務	学校職員が、一の職務

	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受けた号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第11条第1項	学校職員	学校職員（任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員である学校職員（以下「特定業務等従事任期付短時間勤務学校職員」という。）を除く。以下この条において同じ。）
第27条の5第2項、第27条の6第1項及び第2項並びに第27条の7第1項	再任用短時間勤務学校職員 勤務時間条例第2条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数	特定業務等従事任期付短時間勤務学校職員 算出率
第27条の8	再任用学校職員	特定業務等従事任期付短時間勤務学校職員

3 特定業務等従事任期付短時間勤務職員に対する警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる警察職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された警察職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの	任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員である警察職員
	再任用短時間勤務	特定業務等従事任期付短時間勤務
第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受けた号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により読み替えられた同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第7条第2項	一の職務	警察職員が、一の職務
	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受けた号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第8条第1項	警察職員	警察職員（特定業務等従事任期付短時間勤務の警察職員を除く。以下この条において同じ。）
第28条の3第2項	再任用	特定業務等従事任期付短時間勤務

4 特定業務等従事任期付短時間勤務職員に対する企業職員給与条例第23条第2項の規定の適用については、同項中「第9条」とあるのは「第7条の2、第9条」と、「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とあるのは「任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。

第5条第1項中「次項」の次に「及び次条第1項」を、「第3項」の次に「及び次条第2項」を、「第4項」の次に「及び次条第3項」を、「第5項」の次に「及び次条第4項」を加え、同条第2項中「第4条の」を「第7条の」に、「第4条第1項に」を「第7条第1項に」に改め、同条第3項中「第4条」を「第7条」に改め、同条第4項中「第4条の」を「第7条の」に改め、同条第5項中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第8条とし、第4条を第7条とする。

第3条中「の規定」を「又は第2項の規定」に改め、同条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間

勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第13条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により前2条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であって、これらの職員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

(2) 人事委員会規則で定める業務に従事させる場合

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第15条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「職員を」を「職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中一般職の職員の給与に関する条例第33条の改正規定（「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る部分に限る。）並びに同条例第34条第3項、第34条の2第2号、第35条、第36条第1項第1号及び第41条第4項の改正規定、第5条中長野県職員退職手当条例第12条第1項第2号の改正規定、第6条中長野県学校職員の給与に関する条例第28条第4項の改正規定並びに第7条中長野県警察職員の給与に関する条例第26条第4項の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

(会計年度任用職員に対する退職手当に係る特例)

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員の第5条の規定による改正後の長野県職員退職手当条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第2条第2項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項に規定する職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する額とする。

3 前項の規定の適用を受ける者に対する新条例第7条の2の規定の適用については、同条各号中「12月」とあるのは、「6月」とする。
(特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第8条中「一般職の職員の旅費に関する条例」を「一般職の職員の旅費等に関する条例」に改める。

人 事 課

長野県県税条例及び長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年10月17日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第9号

長野県県税条例及び長野県警察関係許可等手数料徴収

条例の一部を改正する条例

(長野県県税条例の一部改正)

第1条 長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第69条の10第3項中「次条」を「第69条の11」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(種別割の徴収方法の特例)

第69条の10の2 納税者が行政手続等における情報通信の技術の

利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録

の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する

電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情

報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、当該納税者が当該登録の申請をした際の当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割の徴収については、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、施行規則第9条の16に規定する方法による。
(長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部改正)

第2条 長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

2 法第4条第1項ただし書の規定による自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知を行わせようとする者は、通知手数料2,100円を納めなければならない。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

税 务 課
交通規制課

長野県社会福祉総合センター条例を廃止する条例をここに公布します。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第10号

長野県社会福祉総合センター条例を廃止する条例

長野県社会福祉総合センター条例（昭和47年長野県条例第26号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）

2 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和39年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

地域福祉課

金属くず商及び金属くず行商に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第11号

金属くず商及び金属くず行商に関する条例等の一部を改正する条例

（金属くず商及び金属くず行商に関する条例の一部改正）

第1条 金属くず商及び金属くず行商に関する条例（昭和32年長野県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「又は成年被後見人」を削り、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 心身の故障により金属くず商の業務を適正に行うことができない者として公安委員会規則で定めるもの

第19条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「、第2号、第3号又は第5号」を「から第4号まで又は第6号」に改め、同項第3項中「一に」を「いずれかに」に改める。

（長野県立自然公園条例の一部改正）

第2条 長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「第66条第2項」を「第79条第2項」に、「第56条第1項後段」を「第68条第1項後段」に、「第56条第3項」を「第68条第3項」に改める。

第13条第3項第1号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者

第13条第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第17条第2項中「第4号」を「第5号」に改める。

（長野県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第3条 長野県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年長野県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項各号を次のように改める。

(1) 心身の故障により年金の受領及び管理を適正に行うことができない者として規則で定める者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の一部改正）

第4条 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第21条第5項中「第7条第5項第4号のトに」を「第7条第5項第4号のイ又はチに」に、「第7条第5項第4号のト又は」を「第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は」に改め、同条に次の1項を加える。

6 再生利用業者又はその者の法第14条第5項第2号のハに規定する法定代理人、同号のニに規定する役員若しくは使用人若しくは同号のホに規定する使用人が、同号のイ（法第7条第5項第4号のイに係るものに限る。）に該当するおそれのあるものとして規則で定める者に該当するに至ったときも、前項と同様とする。

（動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第12条第1項第3号」を「第12条第1項第4号」に改める。

（信州登山案内人条例の一部改正）

第6条 信州登山案内人条例（平成24年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削る。

第14条第1項第3号中「第4条第1号又は第2号のいづれか」を「第4条第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中、第6条並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第1条から第5条までの規定は令和元年12月14日から施行する。

（行政庁の行為等に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例又はこれに基づく規則の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

障がい者支援課
食品・生活衛生課
自然保護課
資源循環推進課
山岳高原観光課
生活安全企画課

長野県西駒郷条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第12号

長野県西駒郷条例の一部を改正する条例

長野県西駒郷条例（昭和43年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第17項から第21項」を「第19項から第23項」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 利用者に対する法第5条第16項に規定する援助

第7条第1項中「第5条第17項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

障がい者支援課

長野県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第13号

長野県建築基準条例の一部を改正する条例

長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第25条第1号中「第112条第12項」を「第112条第17項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築住宅課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第14号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第24号中「の規定」を「(法第105条第2項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同項第25号中「第7項」の次に「(これらの規定を法第105条第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

別表第1の1中「。以下」の次に「この表において」を加える。

別表第4の1中
1,550円
1,900円

に、

1,550円
1,900円 (道 路交通法施行 令(昭和35年 政令第270号。 以下この表に おいて「政令」 という。)第 33条の6の2 第6号に掲げ るやむを得な い理由のため 運転免許証の 更新を受ける ことができな かつた者に対 する試験にあ つては、800 円)

1,750円
1,900円

に、

1,750円
1,900円 (政 令第33条の6 の2第6号に 掲げるやむを得 ない理由のため 運転免許証の 更新を受けるこ とができるなか つた者に対する 試験にあつては、 800円)

1,900円 (政
令第33条の6
の2第6号に
掲げるやむを得
ない理由のため
運転免許証の
更新を受けるこ
とができるなか
つた者に対する
試験にあつては、
800円)

に改め、同表の3中

1,900円
1,500円
1,700円
1,900円

を

1,500円
1,700円
1,900円 (政 令第33条の6 の2第6号に 掲げるやむを得 ない理由のため 運転免許証の 更新を受けるこ とができるなか つた者に対する 試験にあつては、 800円)

「2,050円」の次に「(政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、1,700円)」を加え、同表の4中

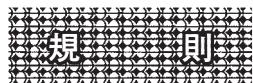
「3,500円」を「2,250円」に改め、同表の9中

「道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)」を「政令」に改め、同表の10中「道路交通法施行令」を「政令」に改める。

附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律(令和元年法律第20号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

東北信運転免許課



長野県西駒郷管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第18号

長野県西駒郷管理規則の一部を改正する規則

長野県西駒郷管理規則(昭和43年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条中「あって」を「あって」に改め、同条第2号中「第5条第17項、第19項及び第20項」を「第5条第19項、第21項及び第22項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障がい者支援課

信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年10月17日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第19号

信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則

信州登山案内人条例施行規則(平成24年長野県規則第18号)の一部を次のように改正する。

様式第8号中

- 3 成年被後見人又は被保佐人となったため
- 4 禁錮以上の刑に処せられたため
- 5 心身の障害により業務を適正に行うことができないため

を

- 3 禁錮以上の刑に処せられたため
- 4 心身の障害により業務を適正に行うことができないため

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山岳高原観光課

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年10月17日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第2号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

第1条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「並びに再任用短時間勤務職員(条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)」を削り、「任期付短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に、「第2条第4項」を「第2条第6項ただし書」に改め、同条第4項中「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「及び再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第3号中「第8条第1項の表の第15号及び第16号」を「第8条第1項の表の第14号及び第15号」に改める。

第4条の8第2項第2号中「又は第18条第1項」を「若しくは第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第9条第1項」に改める。

第6条第5項中「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「及び再任用短時間勤務職員等」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第6項中「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「及び再任用短時間勤務職員等」に改める。

第8条第3項中「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「及び再任用短時間勤務職員等」に改める。

第12条の見出しを「(会計年度任用職員の休暇)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次項及び第5項において「会計年度任用職員」という。)の休暇は、年次休暇及び特別休暇とする。

第12条第2項及び第5項中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

(一般職の職員の旅費に関する規則の一部改正)

第2条 一般職の職員の旅費に関する規則(昭和30年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の職員の旅費に関する条例」を「一般職の職員の旅費等に関する条例」に改める。

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第3条 職員の任用に関する規則(昭和34年長野県人事委員会規則